

2020年6月3日

株 主 各 位

神奈川県川崎市高津区久地二丁目5番8号
株式会社日本動物高度医療センター
代表取締役社長 平 尾 秀 博

第15期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第15期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、本総会の付議事項中には、その決議に定足数を必要とする議案もございます。当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月23日（火曜日）午後6時までに到着するように返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 2020年6月24日（水曜日）午前10時30分 |
| 2. 場 | 所 | 神奈川県川崎市高津区坂戸三丁目2番1号
かながわサイエンスパーク 西棟3階 KSPホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。） |
| 3. 目 的 事 項 | | |
| 報 告 事 項 | | 1. 第15期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第15期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）
計算書類報告の件 |

決 議 事 項

- | | |
|-------|--------------------------|
| 第1号議案 | 取締役（監査等委員である者を除く。）3名選任の件 |
| 第2号議案 | 監査等委員である取締役4名選任の件 |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.jarmec.co.jp>）に掲載させていただきます。

＜新型コロナウイルス感染予防対策につきまして＞

本年は、新型コロナウイルスの感染が拡大している状況に鑑み、株主の皆様には、可能な限り議決権行使書面の郵送にて、議決権の事前行使をお願い申し上げます。なお、当日ご出席を検討されている株主の皆様におかれましては、ご自身の健康状態をご確認の上、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。

また、当日は、感染拡大予防のため、株主総会会場において運営スタッフのマスク着用での対応や株主の皆様へのアルコール消毒液の噴霧のお声がけなどの措置をとらせていただく場合がございますので、ご協力賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、今後の状況変化により、株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイト（アドレス <https://www.jarmec.co.jp>）にてお知らせいたします。

(提供書面)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、横ばい圏で推移しておりましたが、消費税率引き上げや新型コロナウイルス感染症の影響で年度末にかけて急速に悪化しました。鉱工業生産は、海外経済の減速や世界的なIT需要の減退に伴う輸出の低迷などから弱い動きが続いております。企業収益は製造業を中心に悪化しました。設備投資は、堅調に推移してきましたが、企業収益の悪化を受けて年度後半は弱い動きとなりました。個人消費は、消費税率引き上げや、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う各種イベントの中止、外出自粛の影響などから落ち込んでおります。なお、政府は2020年3月の月例経済報告で景気の基調判断を下方修正しました。

当社グループが属する動物医療業界におきましては、犬飼育頭数は減少傾向にあるものの、猫飼育頭数は増加しており、全体としては微増で推移しております。動物1頭あたりの医療費を含む支出額は増加を続けております。また、犬猫の高齢化に伴い、疾病が多様化する中で飼い主の動物医療に対する多様化・高度化要請は高まってきております。

当連結会計年度におきましては、当社グループは、飼い主のかかりつけ動物病院（一次診療施設）と連携して飼い主のニーズに沿った高度医療（二次診療）を実践するとともに、当社グループにとっての営業活動としての位置づけである、診療実績を発表するための学会報告や、獣医師向けセミナー開催を積極的に行うことにより、動物医療業界における信頼の獲得、認知度の向上と、それに伴う紹介症例数の増加に努めてまいりました。新型コロナウイルス感染症の影響は軽微であり、全体として初診数（新規に受け入れた症例数）は6,476件（前連結会計年度比7.4%増）、総診療数（初診数と再診数の合計）は25,307件（前連結会計年度比6.2%増）、手術数は1,977件（前連結会計年度比9.7%増）となりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高2,734,051千円（前連結会計年度比6.6%増）、営業利益430,685千円（前連結会計年度比8.4%増）、経常利益450,969千円（前連結会計年度比11.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益312,818千円（前連結会計年度比6.1%増）と増収増益となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は65,789千円であります。その主なものは、当社川崎本院及び連結子会社キャミック練馬センターの医療機器等購入によるものであります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金100,000千円の調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 12 期 (2017年3月期)	第 13 期 (2018年3月期)	第 14 期 (2019年3月期)	第 15 期 (当連結会計年度 (2020年3月期))
売 上 高 (千円)	2,191,563	2,258,890	2,563,690	2,734,051
経 常 利 益 (千円)	279,895	263,501	404,966	450,969
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	229,414	208,092	294,931	312,818
1株当たり当期純利益 (円)	98.09	87.63	122.06	128.79
総 資 産 (千円)	5,125,602	5,932,567	6,088,229	5,928,743
純 資 産 (千円)	1,228,408	1,527,881	1,828,858	2,133,897
1株当たり純資産額 (円)	524.80	634.10	755.20	879.93

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社キャミック	120,000千円	100.0%	動物の高度検診センター事業の運営

(4) 対処すべき課題

当社グループといたしましては、二次診療施設として顧客のニーズに応えられるよう、以下の具体的な課題に取り組んでまいります。

① 質の高い動物医療サービスの提供

「高度医療」を実践する施設として、新技術の積極的な導入、診療技術の向上、設備の充実を図ることにより、より高品質な医療を提供できるように努めてまいります。また、診療受入れの迅速化や、ホスピタリティの向上など、「サービス業」としての品質を向上させることで顧客満足度を高めてまいります。

② 二次診療施設の展開

できる限り多くの顧客にあまねくサービスを提供するために、二次診療施設を大阪をはじめとする全国主要都市に展開してまいります。

③ 人材の確保と育成

当社グループが継続的な発展を実現するために必要となる優秀な人材を確保するため、給与・賞与水準の向上、福利厚生の充実等、待遇面の改善を図り、採用を積極的に行うとともに、技術面のみならず、人物面・サービス面についての研修を充実させる等の人材育成にも、一層努めてまいります。

④ 動物医療への貢献

学会等における発表数の増加、獣医師会と協力したセミナーの開催を活発に行うとともに、診療・非診療分野における大学等との共同研究を積極的に展開し、動物医療の発展に貢献してまいります。

⑤ 事業領域の拡大

動物医療業界における総合的企業を目指し、飼い主や一次診療施設の利便性を高めるシステムの開発・販売を進めつつ、M&Aも活用した事業領域の拡大を図ってまいります。

これらの取り組みにより、次期の業績は、売上高2,800百万円、営業利益435百万円、経常利益445百万円、親会社株主に帰属する当期純利益315百万円を見込んでおります。

(5) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

事業区分	事業内容
二次診療サービス (当 社)	高度な医療機器を使用して行う、診察、検査、投薬、手術等の診療サービス
画像診断サービス (株式会社キャミック)	高度な医療機器を使用して行う、画像の撮影・読影・診断等のサービス
そ の 他	上記の診療・画像診断以外の、主に一次診療施設向けの物品販売等

(6) 主要な営業所 (2020年3月31日現在)

① 当社

本 社 兼 川 崎 本 院	神奈川県川崎市高津区久地二丁目5番8号
名 古 屋 病 院	愛知県名古屋市中白区鴻の巣一丁目602番
東 京 病 院	東京都足立区一ツ家三丁目1番7号

② 株式会社キャミック (子会社)

本 社	神奈川県川崎市高津区久本三丁目5番7号
キャミック城南	東京都世田谷区深沢八丁目19番12号
キャミック練馬	東京都練馬区高松一丁目25番17号
キャミックひがし東京	東京都江戸川区東葛西五丁目32番5号
キャミック埼玉	埼玉県川口市石神815番地

(7) 従業員の状況（2020年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
動物医療関連事業	188 (28) 名	13名増（3名増）
合 計	188 (28) 名	13名増（3名増）

（注）従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
160 (25) 名	13名増（3名増）	34.0歳	4年7ヶ月

（注）従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2020年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社横浜銀行	1,813,388千円
株式会社みずほ銀行	829,478千円
株式会社商工組合中央金庫	226,073千円
株式会社三井住友銀行	131,997千円
株式会社千葉銀行	131,997千円
横浜信用金庫	109,218千円
株式会社三菱UFJ銀行	96,026千円
株式会社きらぼし銀行	65,998千円

(注) 上記の額には、シンジケートローン契約による以下の借入金を含みます。

株式会社横浜銀行	1,253,973千円
株式会社みずほ銀行	791,983千円
株式会社商工組合中央金庫	131,997千円
株式会社三井住友銀行	131,997千円
株式会社千葉銀行	131,997千円
横浜信用金庫	65,998千円
株式会社三菱UFJ銀行	65,998千円
株式会社きらぼし銀行	65,998千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2020年3月31日現在）

- | | |
|------------|------------|
| ① 発行可能株式総数 | 8,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 2,433,700株 |
| ③ 株主数 | 3,934名 |
| ④ 大株主 | |

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
風 越 建 設 株 式 会 社	120,000	4.95
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人 ゴールドマン・サックス 証 券 株 式 会 社)	108,724	4.48
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カス ト デ ィ 業 務 部)	90,000	3.71
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信 託 口)	89,300	3.68
株 式 会 社 S B I 証 券	69,854	2.88
岡 崎 博	54,800	2.26
大 津 光 義	50,000	2.06
楽 天 証 券 株 式 会 社	47,900	1.98
平 尾 秀 博	47,100	1.94
正 岡 敦 喜	45,200	1.86

(注) 持株比率は自己株式 (8,648株) を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 3 回新株予約権
発 行 決 議 日		2014年 6 月26日
新 株 予 約 権 の 数		1,090個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 109,000株 (新株予約権 1 個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権 1 個当たり 50,000円 (1 株当たり 500円)
権 利 行 使 期 間		2017年 7 月 1 日から 2024年 5 月31日まで
行 使 の 条 件		(注) 1
役 員 の 保有状況	取締役 (注) 2 (監査等委員を除く)	新株予約権の数 240個 目的となる株式数 24,000株 保有者数 3 名
	取 締 役 (監査等委員)	新株予約権の数 35個 目的となる株式数 3,500株 保有者数 1 名

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- イ. 新株予約権の割当を受けた者 (以下「新株予約権者」という) は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員のいずれかの地位を保有していることとする。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
- ロ. 新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。
- ハ. 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。
2. 取締役 (監査等委員を除く) である社外取締役はおりません。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2020年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	平 尾 秀 博	診療本部長兼第一診療部長
取 締 役	松 永 悟	川崎本院院長 兼第三診療部長 株式会社キャミック代表取締役社長
取 締 役	石 川 隆 行	管理本部長 兼管理部長兼事業開発部長
取 締 役 (監査等委員・常勤)	有 川 弘	株式会社キャミック監査役 株式会社パシフィックネット社外監査役
取 締 役 (監査等委員)	川 端 節 夫	株式会社KMDコーポレーション代表取締役
取 締 役 (監査等委員)	吉 島 彰 宏	ワンダープラネット株式会社社外監査役 Dr. JOY株式会社社外監査役 株式会社トレタ取締役
取 締 役 (監査等委員)	長 谷 川 輝 夫	株式会社パシフィックネット社外監査役 株式会社ケンネット監査役 株式会社テクノアライアンス監査役

- (注) 1. 当社は、監査等委員会の監査・監督機能の強化や情報収集の充実、内部監査室との密な連携を図るために、監査等委員の有川弘氏を常勤監査等委員に選定しております。
2. 取締役（監査等委員）有川弘、川端節夫及び吉島彰宏の3氏は、社外取締役であります。
3. 取締役（監査等委員・常勤）有川弘氏は、2006年10月から株式会社パシフィックネットの監査役に就任し、通算13年にわたり決算手続及び財務諸表等の監査等に従事しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役（監査等委員）有川弘、川端節夫及び吉島彰宏の3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当事業年度末日後の取締役の担当の異動は次のとおりであります。

(2020年4月1日付)

氏名	旧	新
石川 隆行	管理本部長 兼管理部長兼事業開発部長	管理本部長 兼管理部長

② 責任限定契約の内容の概要

当社と業務執行取締役でない取締役である有川弘、川端節夫、吉島彰宏及び長谷川輝夫の4氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任限度額は、10万円と法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

③ 取締役の報酬等

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	3名 （一名）	55,426千円 （一千円）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4名 （3名）	15,240千円 （12,840千円）
合 計 （うち社外取締役）	7名 （3名）	70,666千円 （12,840千円）

- （注） 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2016年6月23日開催の第11期定時株主総会において、年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年6月23日開催の第11期定時株主総会において、年額40百万円以内と決議いただいております。
4. 上記には当事業年度に係る取締役（監査等委員を除く）3名に対する譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額24,826千円が含まれています。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等との兼職状況（他の法人等の業務執行者である場合）及び当社と当該他の法人等との関係

地位	氏名	兼職する法人等	兼職の内容	兼職先と当社の関係
取締役 (監査等委員)	川端 節夫	株式会社 KMDコーポレーション	代表取締役	当社との間に取引関係はありません。
取締役 (監査等委員)	吉島 彰宏	株式会社トレタ	取締役	当社との間に取引関係はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員の兼務状況及び当社と当該他の法人等との関係

地位	氏名	兼職する法人等	兼職の内容	兼職先と当社の関係
取締役 (監査等委員)	有川 弘	株式会社 キャミック	監査役	連結子会社
		株式会社 パシフィックネット	社外監査役	当社との間に取引関係はありません。
取締役 (監査等委員)	吉島 彰宏	ワンダープラネット 株式会社	社外監査役	当社との間に取引関係はありません。
		Dr. JOY株式会社	社外監査役	当社との間に取引関係はありません。

ハ、当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 (監査等委員) 有川 弘	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに監査等委員として出席し、長い監査役経験に基づく財務、会計に関する専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。 また当事業年度に開催された監査等委員会12回の全てに出席し、財務、会計並びに内部監査について必要な発言を適宜行っております。
取締役 (監査等委員) 川端 節夫	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに監査等委員として出席し、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。 また当事業年度に開催された監査等委員会12回の全てに出席し、経営全般の観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取締役 (監査等委員) 吉島 彰宏	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに監査等委員として出席し、経営全般の観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。 また当事業年度に開催された監査等委員会12回の全てに出席し、監査結果についての意見交換等、専門的見地から必要な発言を適宜行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21,000千円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,000千円

(注) 1. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額は妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 取締役及び使用人が法令を遵守することはもとより、定款を遵守し、社会規範を尊重し、企業理念に則った行動をとるため、「企業行動規範」を定め、周知徹底を図る。
- ロ. コンプライアンスの徹底を図るため、代表取締役は、基本的な方針について宣言するとともに、管理本部長をコンプライアンス全体に関する総括責任者として任命し、コンプライアンス体制の構築・維持・整備に当たり、内部監査室を設置し、コンプライアンス体制の状況を調査する。これらの活動は取締役会及び監査等委員会に報告されるものとする。
- ハ. 法令違反の疑義ある行為等について、使用人が通報できる社外の弁護士を窓口とする内部通報制度を整備するとともに、通報者に不利益がないことを確保する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務に係る情報については、「文書管理規程」に基づき適切かつ確実に処理し、必要に応じて閲覧が可能な状態を維持する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 当社のリスク管理を体系的に定める「リスク管理規程」を制定し、同規程に基づくリスク管理体制の構築及び運用を行う。
- ロ. 「内部監査規程」を制定し、内部監査室長は各部署毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に代表取締役に報告する。
- ハ. 「緊急事態対応規程」を制定し、緊急事態の発生に際し、速やかにその状況を把握、確認し、迅速かつ適切に対処するとともに、被害を最小限に食い止める体制をとる。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 経営の適正性、健全性を確保し、業務執行の効率化を図るため、経営の意思決定・監督機関としての取締役会の機能と、その意思決定に基づく業務執行機能を明確にする。
- ロ. 中期経営計画及び単年度予算を立案し、全社的な数値目標を設定する。その達成に向けて、取締役会、経営会議にて、具体策の立案及び進捗管理を行う。
- ハ. 取締役会の職務の執行については、「業務分掌規程」、「職務権限規程」において、それぞれの責任者の職務内容及び責任を定め、効率的に職務の執行が行われ

る体制をとる。

⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 子会社において、当社の経営方針に従った適正な業務運営が行われるよう、子会社の役員に、当社役員又は当社使用人その他適切な人材を選任するとともに、子会社への指導・支援を実施する。
- ロ. 子会社の取締役は、当該子会社の経営に当たって法令及び定款を遵守するとともに、損失危機管理体制、効率的な業務執行体制を確立させる。また、子会社の取締役等を定期的に当社の会議に参加させ、重要事項に関して当社へ適切に報告を行わせる。
- ハ. 子会社の役員及び使用人は企業集団に影響を及ぼす事態が発生した場合、又はその懸念がある場合は、当社監査等委員会に報告を行うものとし、当社及び当該子会社は監査等委員会に報告したことを理由として報告者を不利益に扱わない。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- イ. 監査等委員会が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査等委員会補助者として適切な者を任命し、監査等委員会の指示の実効性を確保する。
- ロ. 監査等委員会補助者の独立性を担保するため、その任命・異動・評価・懲戒については、監査等委員会の意見を尊重し、決定する。

⑦ 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- イ. 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときには、監査等委員会に直ちに報告するものとする。
- ロ. 監査等委員である取締役は取締役会及び、経営会議等重要な会議の審議事項及び業務執行状況等の報告を受ける。
- ハ. 監査等委員である取締役は主要な稟議書その他社内の重要書類を閲覧し、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く）又は使用人にその説明を求めることができる。
- ニ. 監査等委員会は、定期的に代表取締役との意見交換会を開催するほか、他の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人からその職務執行等に関する報告・説明を受けることができる。
- ホ. 当社は、監査等委員会に報告したことを理由に報告者を不利益に取り扱わない。

⑧ 監査費用の前払い及び償還に関する方針

監査等委員会がその職務の執行について当社に対して次に掲げる請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないことを

証明した場合を除き、速やかに支払い及び弁済を行う。

イ．費用の前払の請求

ロ．支出した費用及び支出の日以後におけるその利息の償還の請求

ハ．負担した債務の債権者に対する弁済（当該債務が弁済期にない場合にあっては、相当の担保の提供）の請求

⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．取締役は、取締役及び使用人に対する監査等委員会監査の重要性を認識し、監査等委員会監査の環境を整備するよう努める。

ロ．監査等委員会が必要と認めたときは、代表取締役等と協議の上、特定の事項について、内部監査室に監査の協力を求めることができる。また、監査等委員会は各部署に対しても、随時必要に応じ、監査への協力を求めることができる。

ハ．監査等委員会は、会計監査人と監査業務の品質及び効率を高めるため、相互協議に基づき、情報・意見交換等の緊密な連携を図る。

2．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針に基づき以下の具体的な取組みを行いました。

① 取締役の職務執行が適正かつ効率的に行われることに対する取組みの状況

イ．取締役会を16回開催しました。取締役（監査等委員である取締役を除く）の取締役会への出席率は100%でした。

ロ．経営会議を毎週開催し、取締役会における機動的な意思決定を行うための事前審議を実施しました。

ハ．当社の役員がグループ会社の役員に就任し、グループ会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われていることを監督しました。

② コンプライアンスに関する取組みの状況

イ．経営会議においてコンプライアンスに係る課題の洗い出しを行い、「コンプライアンス・プログラム」を策定し、継続的に改善しました。

ロ．コンプライアンス意識を高めるための以下の社内研修を実施しました。

・コンプライアンス研修

・インサイダー取引規制研修

ハ．「内部通報規程」の定めに従い、社内外に通報の相談窓口を設置しております。

③ リスク管理に関する取組みの状況

イ．「リスク管理規程」の定めに従い、当社グループが被る損失又は不利益を最小限とするために経営会議にて各種リスクの洗い出しを行い、取締役会に報告を行いました。

ロ、安全衛生委員会を毎月開催し、職場の安全管理と従業員の健康維持に必要な対策を検討し、実施しました。

④ 監査等委員会の監査の実効性を確保するための取組みの状況

イ、監査等委員会を12回開催しました。監査等委員である取締役の出席率は100%でした。

ロ、常勤の監査等委員である取締役は取締役会のほか、経営会議等の重要な会議に出席し、また稟議書等を常時閲覧することにより、監査の実効性の向上を図りました。

ハ、コンプライアンスや内部統制の整備状況については、内部統制部門と定期的に監査結果の共有を行い、監査の実効性を確保しました。

ニ、監査等委員である取締役は、代表取締役及び会計監査人と、監査に必要な意見交換会を実施しました。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、利益配分につきましては、株主に対する利益還元を重要な経営課題として、グループの中核事業である動物医療関連事業の健全な運営と今後の事業拡大に必要な内部留保の充実を図ることを基本方針としております。

当社グループは現在、事業の拡大過程にあり、経営基盤の強化及び積極的な事業展開のために内部留保の充実を図り、財務体質の強化と事業拡大のための投資等に充当し、より一層の業容拡大を目指すことが株主に対する最大の利益還元に繋がると考え、創業以来2019年3月期まで無配当としてまいりましたが、2020年3月期におきましては、株主に対する利益還元と、資本効率の向上及び経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するために、自己株式の取得を初めて実施いたしました。

今後も経営成績及び財政状態を勘案しながら、株主への利益の配分を検討する方針ですが、次期の配当につきましては、現時点においては無配を予定しております。また、自己株式の取得につきましては、財務状況、株価の動向等を勘案しながら、1株当たりの株主価値とROEの向上を目的として機動的に実施してまいります。

連 結 貸 借 対 照 表

(2020年 3 月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,464,508	流 動 負 債	840,856
現金及び預金	1,249,278	買 掛 金	49,994
売 掛 金	144,052	1年内返済予定の長期借入金	511,499
商 品	47,685	未 払 法 人 税 等	101,073
貯 蔵 品	5,605	賞 与 引 当 金	55,310
そ の 他	29,087	そ の 他	122,979
貸 倒 引 当 金	△11,201	固 定 負 債	2,953,989
固 定 資 産	4,464,235	長 期 借 入 金	2,892,678
有 形 固 定 資 産	4,282,798	退職給付に係る負債	20,450
建物及び構築物	1,566,296	資 産 除 去 債 務	40,860
車 両 運 搬 具	4,576	負 債 合 計	3,794,846
工具、器具及び備品	441,675	(純 資 産 の 部)	
土 地	2,228,267	株 主 資 本	2,133,897
建 設 仮 勘 定	41,981	資 本 金	384,875
無 形 固 定 資 産	20,936	資 本 剰 余 金	340,193
投資その他の資産	160,500	利 益 剰 余 金	1,422,661
繰 延 税 金 資 産	53,533	自 己 株 式	△13,833
そ の 他	106,967	純 資 産 合 計	2,133,897
資 産 合 計	5,928,743	負 債 ・ 純 資 産 合 計	5,928,743

連 結 損 益 計 算 書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		2,734,051
売 上 原 価		1,726,017
売 上 総 利 益		1,008,033
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		577,348
営 業 利 益		430,685
営 業 外 収 益		
受 取 家 賃	24,500	
受 取 保 険 金	18,294	
そ の 他	3,524	46,319
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	15,206	
資 金 調 達 費 用	10,519	
そ の 他	309	26,035
経 常 利 益		450,969
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	678	678
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		451,648
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	133,184	
法 人 税 等 調 整 額	5,645	138,829
当 期 純 利 益		312,818
親会社株主に帰属する当期純利益		312,818

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
2019年4月1日 残高	381,875	337,193	1,109,843	△53	1,828,858	1,828,858
連結会計年度中の 変動額						
新株の発行	3,000	3,000			6,000	6,000
親会社株主に帰属 する当期純利益			312,818		312,818	312,818
自己株式の取得				△13,779	△13,779	△13,779
連結会計年度中の 変動額合計	3,000	3,000	312,818	△13,779	305,038	305,038
2020年3月31日 残高	384,875	340,193	1,422,661	△13,833	2,133,897	2,133,897

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数 1社

連結子会社の名称

株式会社キャミック

② 主要な非連結子会社の名称等

非連結子会社はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. たな卸資産

商 品・・・総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法)

貯蔵品・・・最終仕入原価法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法)

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物及び構築物・・・6年～39年

車両運搬具・・・4年～6年

工具、器具及び備品・・・2年～20年

ロ. 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

④ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

⑤ 退職給付に係る会計処理の方法

当社は退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ

ヘッジ対象・・・借入金

ハ. ヘッジ方針

当社は金融機関からの借入金の一部について、金利変動によるリスクを回避するため、金利スワップ取引を利用しております。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

⑦ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保付債務

① 担保に供している資産

建物及び構築物	1,463,362千円
土地	2,074,322千円
計	3,537,684千円

上記資産のうち、土地及び建物の一部については、根抵当権（極度額4,332,750千円）を設定しております。

② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	468,071千円
長期借入金	2,843,421千円
計	3,311,492千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額	2, 082, 663千円
(3) コミットメントライン契約	
当社は、資金の効率的な調達を行うため取引銀行8行とコミットメントライン契約（シンジケート方式）を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。	
貸付極度額	1, 700, 000千円
借入実行残高	698, 700千円
差引額	1, 001, 300千円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度 末株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1.	2, 421, 700	12, 000	－	2, 433, 700
合計	2, 421, 700	12, 000	－	2, 433, 700
自己株式				
普通株式(注)2.	23	8, 625	－	8, 648
合計	23	8, 625	－	8, 648

(注) 1. 新株予約権の行使による増加12,000株であります。

2. 自己株式の数の増加は、取締役会決議に基づく自己株式の取得8,600株及び単元未満株式の買取り25株によるものであります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 109, 000株

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等金融機関からの借入による方針であります。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

借入金は、主に設備投資資金の調達を目的としたものであります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、このうち2020年3月を返済期限とする借入金については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しています。なお、当該デリバティブ取引は金利スワップの特例処理の要件を満たしており、ヘッジ有効性評価を省略しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取締役会の承認を得た上で行っており、また、デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、借入金は流動性リスクに晒されていますが、月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、極力現金取引あるいは信用力のあるクレジット会社経由の取引とすることにより、リスクの低減を図っております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現 金 及 び 預 金	1,249,278	1,249,278	－
(2) 売 掛 金	144,052	144,052	－
資 産 計	1,393,330	1,393,330	－
(1) 長 期 借 入 金 (＊1)	3,404,177	3,404,116	△61
負 債 計	3,404,177	3,404,116	△61

(＊1)1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 長期借入金

長期借入金については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

当連結会計年度末において該当事項はありません。

(注) 2. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,249,278	－	－	－
売掛金	144,052	－	－	－
合計	1,393,330	－	－	－

(注) 3. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	511,499	508,779	426,321	356,212	335,278	1,266,087
合計	511,499	508,779	426,321	356,212	335,278	1,266,087

5. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 879円93銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 128円79銭 |

6. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,235,338	流 動 負 債	735,725
現金及び預金	1,050,896	買 掛 金	41,677
売 掛 金	125,875	1年内返済予定の長期借入金	468,071
商 品	47,685	未 払 金	15,910
貯 蔵 品	1,858	未 払 費 用	21,443
前 払 費 用	18,897	未 払 法 人 税 等	87,089
そ の 他	1,326	未 払 消 費 税 等	49,637
貸 倒 引 当 金	△11,201	預 り 金	6,135
固 定 資 産	4,175,052	賞 与 引 当 金	41,310
有 形 固 定 資 産	4,040,200	そ の 他	4,450
建 物	1,422,983	固 定 負 債	2,863,871
構 築 物	40,378	長 期 借 入 金	2,843,421
車 両 運 搬 具	0	退 職 給 付 引 当 金	20,450
工具、器具及び備品	306,588	負 債 合 計	3,599,597
土 地	2,228,267	(純資産の部)	
建 設 仮 勘 定	41,981	株 主 資 本	1,810,792
無 形 固 定 資 産	4,959	資 本 金	384,875
ソ フ ト ウ ェ ア	4,959	資 本 剰 余 金	340,193
投 資 そ の 他 の 資 産	129,892	資 本 準 備 金	284,875
関 係 会 社 株 式	340	そ の 他 資 本 剰 余 金	55,317
長 期 前 払 費 用	26,098	利 益 剰 余 金	1,099,557
繰 延 税 金 資 産	47,286	そ の 他 利 益 剰 余 金	1,099,557
そ の 他	56,167	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	8,473
資 産 合 計	5,410,390	繰 越 利 益 剰 余 金	1,091,083
		自 己 株 式	△13,833
		純 資 産 合 計	1,810,792
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	5,410,390

損 益 計 算 書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		2,243,886
売 上 原 価		1,409,675
売 上 総 利 益		834,210
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		476,432
営 業 利 益		357,778
営 業 外 収 益		
受 取 家 賃	15,430	
受 取 保 険 金	18,294	
そ の 他	3,265	36,989
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	14,738	
資 金 調 達 費 用	10,519	
そ の 他	226	25,483
経 常 利 益		369,284
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	332	332
税 引 前 当 期 純 利 益		369,617
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	107,808	
法 人 税 等 調 整 額	5,642	113,450
当 期 純 利 益		256,167

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から)
(2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本									純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株 式	株主資本 合計	
		資本準 備金	その他 資本剰 余金	資本剰 余金合 計	その他利益剰余金		利益剰 余金合 計			
					固定資産 圧縮積立 金	繰越利 益剰余 金				
2019年4月 1日残高	381,875	281,875	55,317	337,193	—	843,390	843,390	△53	1,562,405	1,562,405
事業年度中 の変動額										
新株の発行	3,000	3,000		3,000					6,000	6,000
固定資産圧 縮積立金の 積立					8,473	△8,473	—		—	—
当期純利益						256,167	256,167		256,167	256,167
自己株式の 取得								△13,779	△13,779	△13,779
事業年度中 の変動額合 計	3,000	3,000	—	3,000	8,473	247,693	256,167	△13,779	248,387	248,387
2020年3月 31日残高	384,875	284,875	55,317	340,193	8,473	1,091,083	1,099,557	△13,833	1,810,792	1,810,792

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 子会社株式 総平均法による原価法

② たな卸資産

商 品・・・総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法)

貯蔵品・・・最終仕入原価法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物……6年～39年

構築物……10年～30年

車両運搬具……4年

工具、器具及び備品……3年～20年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

- | | |
|---------------|---|
| ① ヘッジ会計の方法 | 金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。 |
| ② ヘッジ手段とヘッジ対象 | ヘッジ手段…金利スワップ
ヘッジ対象…借入金 |
| ③ ヘッジ方針 | 当社は金融機関からの借入金の一部について、金利変動によるリスクを回避するため、金利スワップ取引を利用しております。 |
| ④ ヘッジ有効性評価の方法 | 金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。 |

(6) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理	消費税等の会計処理は税抜方式によっております。
-----------	-------------------------

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保付債務

① 担保に供している資産

建物	1,422,983千円
構築物	40,378千円
土地	2,074,322千円
計	3,537,684千円

上記資産のうち、土地及び建物の一部については、根抵当権（極度額4,332,750千円）を設定しております。

② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	468,071千円
長期借入金	2,843,421千円
計	3,311,492千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

1,890,641千円

(3) 保証債務

以下の関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

株式会社キャミック	92,685千円
-----------	----------

(4) 関係会社に対する金銭債権

短期金銭債権	1,096千円
--------	---------

(5) コミットメントライン契約

連結注記表の「2. 貸借対照表に関する注記(3) コミットメントライン契約」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引の取引高

13,149千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式(注)	23	8,625	—	8,648
合計	23	8,625	—	8,648

(注) 自己株式の数の増加は、取締役会決議に基づく自己株式の取得8,600株及び単元未満株式の買取り25株によるものであります。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税 5,367千円

未払事業所税 1,253千円

貸倒引当金 3,364千円

賞与引当金 12,409千円

未払費用 1,857千円

減損損失 3,057千円

退職給付引当金 6,143千円

前払費用 19,887千円

その他 328千円

繰延税金資産小計 53,669千円

評価性引当額 △2,744千円

繰延税金資産合計 50,925千円

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金 3,638千円

繰延税金負債合計 3,638千円

繰延税金資産の純額 47,286千円

6. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社

種 類	会 社 等 の 名 称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科 目	期 末 残 高 (千円)
子 会 社	株 式 会 社 キ ャ ミ ッ ク	所有 直接 100.0%	債務保証 役員の兼任	債 務 保 証 (注)	92,685	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 株式会社キャミクの金融機関からの借入金に対して債務保証を行ったものであります。なお、保証料の受領は行っておりません。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 746円70銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 105円47銭 |

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. 連結配当規制適用会社に関する注記

当社は連結配当規制の適用会社であります。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月21日

株式会社日本動物高度医療センター

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 米山昌良 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田中友康 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社日本動物高度医療センターの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日本動物高度医療センター及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月21日

株式会社日本動物高度医療センター

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 米山昌良 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田中友康 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社日本動物高度医療センターの2019年4月1日から2020年3月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じ適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第15期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組み並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の不正の行為若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人E Y新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人E Y新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和2年5月21日

株式会社日本動物高度医療センター 監査等委員会

監査等委員 有川 弘 ⑤
(常勤)

監査等委員 川端 節夫 ⑤

監査等委員 吉島 彰宏 ⑤

監査等委員 長谷川 輝夫 ⑤

(注) 監査等委員有川弘、川端節夫及び吉島彰宏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である者を除く。以下、本議案において同じ。）全員（3名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 株 式 の 数
1	ひら お ひで ひろ 平 尾 秀 博 (1969年6月1日生)	1999年4月 有限会社センターヴィル動物病院入社 2004年4月 東京農工大学技術職員 2007年4月 当社入社、循環器・呼吸器科、泌尿生殖器・消化器科、放射線・画像診断科各科長、大阪開設準備室長を歴任 2014年1月 当社診療本部長（現任） 2014年1月 当社取締役 2014年7月 当社第一診療部長（現任） 2014年11月 当社代表取締役社長（現任）	47,100株
2	まつ なが さとる 松 永 悟 (1965年4月1日生)	1996年1月 東京大学農学部附属家畜病院（現東京大学大学院農学生命科学研究科附属動物医療センター）助手 2007年8月 当社入社、脳神経科、整形外科、麻酔科各科長を歴任 2013年4月 当社川崎本院院長（現任） 2014年1月 当社取締役（現任） 2014年4月 株式会社キャミック取締役 2014年7月 当社第三診療部長（現任） 2015年3月 株式会社キャミック代表取締役社長（現任）	20,000株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 株 式 の 数
3	いし かわ たか ゆき 石 川 隆 行 (1964年 7 月29日生)	1987年 4 月 株式会社東海銀行（現株式会社 三菱UFJ銀行）入行 2004年 5 月 リマーク株式会社取締役副社長 2005年 9 月 安田企業投資株式会社入社 2008年 9 月 当社社外取締役 2011年 5 月 当社社外取締役退任 2012年 5 月 当社入社 2012年11月 当社管理部長（現任） 2014年 1 月 当社取締役（現任） 2014年 7 月 当社管理本部長（現任）	22,200株

（注）各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第2号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役全員（4名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 株 式 の 数
1	あり かわ ひろし 有 川 弘 (1945年8月26日生)	1968年4月 株式会社協和銀行（現株式会社 りそな銀行）入行 1999年6月 あさひ銀保証株式会社（現りそ な保証株式会社）取締役 2002年5月 あさひ債権回収株式会社（現り そな債権回収株式会社）監査役 2006年10月 株式会社パシフィックネット社 外監査役（現任） 2012年6月 当社社外監査役 2014年1月 株式会社キャミック監査役（現 任） 2016年6月 当社社外取締役（監査等委員・ 常勤）（現任）	一株
2	かわ ばた せつ お 夫 川 端 節 夫 (1949年3月2日生)	1973年4月 株式会社木村晴一建築事務所入 社 1978年4月 富山建設工業株式会社入社 1999年8月 株式会社KMDコーポレーション 代表取締役（現任） 2000年7月 風越建設株式会社取締役 2005年7月 風越建設株式会社代表取締役社 長 2007年8月 当社社外取締役 2011年7月 風越建設株式会社取締役副会長 2013年7月 風越建設株式会社取締役会長 2013年6月 当社社外取締役（監査等委員） （現任）	10,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 株式の数
3	よし じま あき ひろ 吉 島 彰 宏 (1964年1月9日生)	1987年4月 安田生命保険相互会社（現明治 安田生命保険相互会社）入社 1990年9月 エヌイーディー株式会社入社 1999年4月 安田企業投資株式会社入社 2009年4月 個人事務所（Y's Associates） 設立 Y's Associates代表（現 任） 2013年6月 当社社外監査役 2013年8月 ワンダープラネット株式会社社 外監査役（現任） 2016年6月 当社社外取締役（監査等委員） （現任） 2018年1月 Dr. JOY株式会社社外監査役（現 任） 2020年1月 株式会社トレタ取締役（現任）	一株
4	は せ がわ てる お 長 谷 川 輝 夫 (1951年10月3日生)	1975年4月 株式会社協和銀行（現株式会社 りそな銀行）入行 1997年9月 共同債権買取機構業務部長 2000年2月 株式会社あさひ銀総合研究所 （現りそな総合研究所株式会 社）東京本社営業部長 2012年3月 当社監査役 2013年2月 当社取締役管理本部長 2014年4月 株式会社パシフィックネット仮 監査役 2014年8月 株式会社パシフィックネット社 外監査役（現任） 2017年12月 株式会社ケンネット監査役（現 任） 2018年6月 当社取締役（監査等委員）（現 任） 2018年12月 株式会社テクノアライアンス監 査役（現任）	一株

（注） 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 有川弘氏、川端節夫氏及び吉島彰宏氏は、社外取締役候補者であります。

3. 有川弘氏を社外取締役候補者とした理由は、長い監査役経験に基づく財務、会計に関する専門的見地から当社を監査していただくため、監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。
- なお、有川弘氏は現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。また、同氏は監査等委員会設置会社移行前において社外監査役でありましたが、その在任期間は4年であります。
4. 川端節夫氏を社外取締役候補者とした理由は、これまで培ってきた豊富な企業経営の経験と高い見識に基づき、当社を監査していただくため、監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。
- なお、川端節夫氏は現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって12年10ヶ月となります。
5. 吉島彰宏氏を社外取締役候補者とした理由は、これまで培ってきた豊富な業務経験と知識を活かして、客観的な視点から当社を監査していただくため、監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。
- なお、吉島彰宏氏は現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。また、同氏は監査等委員会設置会社移行前において社外監査役でありましたが、その在任期間は3年であります。
6. 長谷川輝夫氏を取締役候補者とした理由は、これまで培ってきた豊富な業務経験と知識を活かして、客観的な視点から当社を監査していただくため、監査等委員である取締役としての選任をお願いするものであります。
7. 当社は、有川弘氏、川端節夫氏及び吉島彰宏氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、各氏が原案どおり選任された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。
8. 当社は、有川弘氏、川端節夫氏、吉島彰宏氏及び長谷川輝夫氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
- 本議案が原案どおり承認可決され、有川弘氏、川端節夫氏、吉島彰宏氏及び長谷川輝夫氏の各氏が非業務執行取締役に再任された場合、当社は各氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。
- なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額といたします。

以 上

メ 毛

[illegible]

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of three horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内図

■会 場 神奈川県川崎市高津区坂戸三丁目2番1号
かながわサイエンスパーク 西棟3階 KSPホール
電話 044-819-2222

■交 通 東急田園都市線・大井町線 溝の口駅より徒歩約15分
J R南武線 武蔵溝ノ口駅より徒歩約15分

■溝の口駅、武蔵溝ノ口駅より無料のシャトルバスもご利用いただけます
(所要時間5分)。

- ・北口のバスターミナル（地上）⑨番乗車口より乗車。
- ・出発時間 10：00 10：10 10：20
- ・⑨番乗車口付近に当社の案内がありますので、ご不明な点がございましたらお尋ねください。

